

交通遺児育成基金事業実施規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、交通遺児の生活基盤の安定を図り、健やかな成育に資することを目的とする交通遺児育成基金事業（公益財団法人交通遺児等育成基金（以下「基金」という。）定款第4条第1項第1号の「交通遺児であって、所定の拠出金を払い込んだ者に対して育成給付金の支給を行う事業」をいう。（以下「この事業」という。））の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 基金は、損害賠償金等の一部を育成給付金として受領したい旨申し出た交通遺児に対して、育成給付金を支給する。

第2章 加入および脱退

(加入資格)

第3条 この事業に加入できる者は、自動車事故により死亡した者の遺族である満16歳未満の児童（以下「遺児」という。）とする。

(加入の申し込み)

第4条 この事業への加入を希望する遺児は、基金が別に定める方法により公益財団法人交通遺児等育成基金会長（以下「会長」という。）へ申し出て加入することができる。

2 前項により加入申込をした遺児は、拠出金の払込が行われたときに交通遺児育成基金事業加入者（以下「加入者」という。）となる。

(脱退)

第5条 加入者は、会長がやむを得ないと認めた場合以外は、脱退することができない。

(損害賠償金等の種類)

第6条 第2条の損害賠償金等は、自動車損害賠償保障法により損害保険会社が支払う自動車損害賠償責任（以下「自賠責」という。）保険金ならびに全国共済農業協同組合連合会が支払う自賠責共済金等自動車事故に基因して遺児に支払われる損害賠償金および保険金（これらに類するものを含む。）とする。

第3章 拠出金および援助金

(拠出金)

第7条 拠出金は、遺児1人あたり、年齢に応じ次に定めるところによる。

0歳以上5歳未満	7,000,000円
5歳以上6歳未満	6,650,000円
6歳以上7歳未満	6,300,000円
7歳以上9歳未満	5,950,000円
9歳以上10歳未満	5,600,000円
10歳以上11歳未満	5,250,000円
11歳以上12歳未満	4,850,000円
12歳以上12歳6か月未満	4,550,000円
12歳6か月以上13歳未満	4,300,000円
13歳以上13歳6か月未満	4,000,000円
13歳6か月以上14歳未満	3,700,000円
14歳以上14歳6か月未満	3,400,000円
14歳6か月以上15歳未満	3,100,000円
15歳以上15歳6か月未満	2,800,000円
15歳6か月以上16歳未満	2,400,000円

(拠出金の払込方法)

第8条 拠出金は、会長が指定する信託銀行に別に定める方法により払い込むものとする。

(援助金)

第9条 基金は、第10条の給付金の原資にあてるため、適正な年金数理に基づき算定された額をこの事業に援助する。

第4章 給付

(給付金の種類)

第10条 給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 育成給付金
- (2) 遺族一時金
- (3) 特別給付金

(育成給付金)

第11条 基金は、加入者が満19歳に達するまで育成給付金を支給する。

(育成給付金の額)

第12条 育成給付金の月額、加入者の年齢に応じ次に定めるところによる。

0歳以上6歳未満	32,000円
6歳以上9歳未満	40,000円
9歳以上12歳未満	45,000円
12歳以上15歳未満	55,000円
15歳以上19歳未満	70,000円

2 前項により年齢に応じて支給する月額の変更は、誕生日の属する月の翌月からとする。

(育成給付金の支給期間)

第13条 育成給付金は、加入者となった日の属する月の翌月から、加入者が満19歳になった日の属する月まで支給する。

(育成給付金の支給時期)

第14条 育成給付金は、毎年3月、6月、9月および12月の各25日にそれぞれ前月までの分を支給する。

(遺族一時金)

第15条 加入者が、育成給付金給付期間終了前に死亡したときは、その遺族が育成給付金の支給を受けるべき地位を承継する。

2 前項の場合、基金は、別に会長が定める方法により算出された額を、その遺族に対し遺族一時金として支給する。

(特別給付金)

第16条 基金は、第18条による財政計画の見直しの結果、資産が責任準備金を上回り、かつ、第25条の不足金補てん積立金を積み立ててなお剰余金ある場合には、その剰余金の範囲内において特別給付金を支給することができる。

2 特別給付金の額および支給方法は、会長が別に定める。

(支給の方法)

第17条 給付金の支給を行うときは、加入者があらかじめ指定した銀行その他の金融機関等を通じて行うものとする。

第5章 制度の運営

(財政計画の見直し)

第18条 基金は、少なくとも5年毎に、この事業の財政計画を再検討し、必要に応じて

その修正を行う。

(資産の管理および運用)

第19条 この事業の資産の管理および運用は、理事会の議決を経て、会長が別に定めるところにより、これを行うものとする。

第20条 削除

(基本契約の締結)

第21条 この事業の運営にあたって会長が指定する信託銀行（以下「指定信託銀行」という。）と「交通遺児育成基金事業に関する基本契約」を締結するものとする。

(事務の委託)

第22条 この事業に関する事務については、その一部を会長が指定した者に委託することができる。

第6章 会 計

(決算)

第23条 毎事業年度の終了とともに決算を行わなければならない。

(責任準備金)

第24条 この事業の将来の給付にあてるため、適正な方法により計算した責任準備金を保有しなければならない。

(不足金補てん積立金)

第25条 この事業の将来の不足金の補てんに充てるため、毎事業年度末日において、当該事業年度の剰余金の一部を不足金補てん積立金として積み立てるものとする。

2 前項の不足金補てん積立金の積立方法は、会長が別に定める。

(収支計算書)

第26条 この事業の会計は、基金の会計区分中、公益目的事業会計に計上し、併せて、この事業に係る収支計算書を作成するものとする。

(事業年度)

第27条 この事業の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雑 則

(受給権の処分禁止)

第28条 加入者は、この事業に加入したことによって生じた給付金の支給を受ける権利を、他人に譲渡し、または担保に供することはできない。

(遺族の範囲および順位)

第29条 遺族一時金を受けるべき遺族の範囲および順位は、民法第5編第2章相続人の規定に定められた範囲および順位とする。

(同順位者への支給)

第30条 遺族一時金を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人の行った請求は全員のためその全額につき行ったものとみなす。

(脱退時の取扱い)

第31条 加入者が脱退を希望し、会長がやむを得ないと認めた場合は、その者の残余財産の返還等については会長が別に定める。

(規程の改廃)

第32条 この規程を改廃するときは、理事会の議決を経て会長が定め、かつ、国土交通大臣に届け出るものとする。

(事業の廃止に伴う措置)

第33条 定款の変更または基金の解散により、この事業を廃止するときは、残余資金の処理については、加入者の期待権に反しないなど、加入者の生活基盤の安定のために努めなければならない。

(その他)

第34条 この規程に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則 (昭和55年12月11日 自保第194号)

この規程は、昭和55年12月11日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

昭和55年4月1日以降この規程の施行日前に交通遺児となった者は、規程第3条の規定による加入資格を取得する。

昭和55年度の事業年度は、第27条の規定にかかわらず、昭和55年10月1日から始まり、昭和56年3月1日に終るものとする。

附 則（平成 8 年 3 月 2 9 日承認 自保第 7 8 号）

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 3 月 3 0 日承認 自保第 6 7 号）

この規程は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 8 月 1 3 日承認 自保第 1 8 6 号）

この規程は、平成 1 1 年 7 月 3 0 日から適用する。

附 則（平成 1 6 年 3 月 2 9 日承認 国自保第 2 3 5 0 号）

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日承認 国自保第 1 7 6 9 号）

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 2 4 日承認 国自保第 1 3 5 5 号）

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 3 1 日承認 国自保第 1 1 1 8 号）

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日承認 国官参自保第 3 2 0 号）

この規程は、平成 2 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 5 月 2 8 日 基金総第 1 0 4 2 号）

この規程は、平成 2 5 年 5 月 2 8 日から施行する。